

平成28年度

長岡市ものづくり起業者事業所賃料等補助金

公募要領

長岡市 商工部 工業振興課

## 1 制度の概要

長岡市では、ものづくり起業家の事業拡大を促進するため、起業家が事業所等の賃借及び改装を行う際に要する経費に対して補助金を交付します。

### (1) 補助対象者等

補助対象者	<p>次のすべての要件に該当する中小企業者（市外企業を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請時点で創業後 10 年以内であること（ただし、ながおか新産業創造センター（NBIC）長岡リサーチコア・インキュベーションセンター（NARIC）長岡技術科学大学テクノインキュベーションセンター（NTIC）の入居者は創業後 10 年経過後も可）</li> <li>・長岡市に住所を有する常時勤務者が 2 人以上であること</li> <li>・製造業又は情報サービス業に該当する事業を営む者</li> <li>・市税の滞納をしていないこと</li> <li>・申請する事業以外に、風俗営業など公序良俗等の観点から適当でない事業を営んでいないこと</li> <li>・補助対象期間の満了後も 5 年間、補助対象とした事業所、設備を用いて継続して事業を行う予定であること</li> </ul>	
補助対象経費	<p><b>賃借料</b></p> <p>長岡市内で事業を営むために用いる事業所の賃借料</p> <p>1 新規申請者 平成 28 年度に賃借を開始する予定の事業所の賃借料</p> <p>2 継続申請者 平成 27 年度に当補助金の交付決定を受けた対象事業所の賃借料</p> <p><b>【対象外】</b> 敷金、礼金、駐車場代金 次の事業所の賃借</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居と兼用の建物又は他の事業者等と共用の建物</li> <li>・三親等以内の親族又は自らが経営に参画する企業等から賃借する事業所</li> <li>・NBIC、NARIC、NTIC 等インキュベーション施設</li> </ul>	<p><b>改装費</b></p> <p>長岡市内で事業を営むために用いる事業所、設備の改装費</p> <p><b>【対象外】</b> 次の事業所の改装</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居と兼用の建物又は他の事業者等と共用の建物</li> <li>・NBIC、NARIC、NTIC 等インキュベーション施設</li> </ul> <p>車両、什器等、汎用性が高く、使用目的が事業の遂行に必要であると特定できない設備の改装費</p> <p>平成 27 年度以前に実施した事業 これまでに当補助金において、改装費補助を受けている申請者</p>
補助率 (補助金額) 千円未満切捨	<p>1 年目 補助対象経費の 2 / 3 以内</p> <p>2 年目以降 " の 1 / 2 以内</p> <p>(いずれも月 10 万円上限)</p>	<p>補助対象経費の 2 / 3 以内</p> <p>(100 万円上限)</p>

(2) 中小企業者の定義

補助対象者として定義している「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者(個人を含みます)をいいます。

ただし、資本金等又は役員構成において大企業と一定基準の関係にある中小企業は大企業とみなし、中小企業者に含みません。詳しくはお問い合わせください。

(3) 補助対象期間

賃借料補助

ア 新規申請者

平成28年度は、交付決定日の属する月の翌月から平成29年3月31日までが対象となります。ただし、交付決定日以降に事業所の賃貸借契約を締結する場合は、契約締結日の属する月の翌月からとします。

また、平成29年度以降も採択条件を満たせば補助金交付開始から最長36カ月間、継続して交付する予定です(予算の議会議決が前提となり、年度当初に補助対象者の申請に基づき市が審査を行います。)

イ 継続申請者

平成28年度は、交付決定日の属する月から平成29年3月31日までが対象となります。

改装費補助

原則として、交付決定日から事業が完了する日(最長で平成29年3月31日)までが対象となります。ただし、交付決定日以前に事業に着手する必要がある場合は、交付申請日からとします。

2 提出書類及び受付期間

(1) 新規申請者

提出書類	受付期限
補助金交付申請書(様式1-1) 事業計画書(様式2-1) 収支計画書(様式3-1) 株主等一覧表(様式4) 常時勤務者名簿(様式5-1) 法人の場合: 法人登記簿謄本 個人営業の場合: 開業届の写し又は営業証明書 市税の納税証明書(1) 事業所の賃借の場合は、賃貸借契約書(契約前の場合は契約書案)の写し、平面図及び写真(概要がわかるもの) 事業所、設備の改装の場合は、見積書及び改装前写真(改装箇所がわかるもの)	平成28年4月1日(金) ~ 平成28年5月9日(月) (2)

(2) 継続申請者

提出書類	受付期限
補助金交付申請書(様式1-2) 事業計画書(様式2-2) 常時勤務者名簿(様式5-2)	平成28年4月1日(金) (3)

補助金額算出書(様式6) 市税の納税証明書(1、4)	
-------------------------------	--

- 1 市税の未納(納期未到来分を除く)と過去2年間において市税に係る滞納処分を受けたことがないことの証明(長岡市内に事業所がない企業は、本社所在地の市区町村税に関する同様の証明書)
- 2 応募や予算の状況により、再募集を行う場合があります。
- 3 前年度事業の実績報告書が未提出の場合は、申請書を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 4 平成28年4月28日(木曜日)までにご提出ください。

### 3 応募方法

補助金交付申請書を直接持参又は郵送により提出してください。なお、申請書の提出は受付期限最終日の17時必着とします。

また、補助金交付申請書の電子データをメールでご提出ください。

<提出先>

長岡市商工部工業振興課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト  
長岡市役所大手通庁舎 6階

### 4 審査及び交付・不交付の決定

市は、提出された申請書に基づき事業内容などを審査するとともに、必要に応じて事業所の現地確認やヒアリングを行った上で交付・不交付を決定します。

また、同時に多数の申請があった場合は、以下の順で採択します。

長岡市に住所を有する常時勤務者の人数の多い順

創業からの期間が短い順

なお、予算の範囲内で交付決定するため、審査の結果、申請の補助金額から減額される場合があります。

### 5 交付決定後の流れ

#### (1) 結果の通知

交付・不交付の結果は、補助金交付申請から1ヵ月以内に申請者に書面でお知らせします。

なお、交付決定となった事業は、補助事業名、事業者名、所在地、連絡先を市のホームページ等で公表します。

#### (2) 補助金の支払い

##### ア 賃借料補助

補助事業者が毎月支払った賃借料に対して、年4回に分けて補助金を支払います。

支払予定月：7月、10月、1月、4月

補助金交付期間によって、支払い回数を変更する場合があります。

## イ 改装費補助

補助事業が円滑に推進されるように、補助金の概算払いが可能です。

### (3) 現地調査及び中間報告

市は事業の履行確認のため、必要に応じて事業所の立入調査を行うほか、補助事業者から中間報告をしていただき、補助金交付申請と相違がある場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

### (4) 実績報告書の提出

補助事業の完了後、補助事業者は速やかに補助金実績報告書に下記書類を添付して提出してください。

補助対象経費の執行が確認できる証拠書類（領収書等）

その他必要な書類（改装費補助の場合は、改装箇所の写真等）

### (5) 補助金の精算

提出された補助金実績報告書及び添付書類等を確認し、補助事業が適正と認められた場合は、補助金額を確定し補助事業者に通知します。

その後、補助金の支払い、又は概算払い済みの場合は補助金の精算を行います。

## 6 注意事項等

- ・ 改装費補助の場合、改装前後の状況写真を提出していただきますので、改装箇所を同じ位置から撮影するよう留意してください。
- ・ 補助事業により改装した事業所、設備は、補助事業終了後の5年間、売却等はできません。
- ・ 補助事業終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況等に関する調査に協力してください。また、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を保存してください。
- ・ 市が行う補助事業成果のPR事業（例：成果報告会での事業成果の発表やホームページ、パンフレットを作成する際の資料の提供等）に協力してください。

## 7 その他

- ・ 交付申請書等の様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます（電子メール等でお送りできますので、ご希望の場合はお申し出ください。）。
- ・ 本補助金の申請にあたっては、本公募要領のほか、「長岡市補助金等交付規則」及び「長岡市ものづくり起業者事業所賃料等補助金交付要綱」をご確認ください（長岡市ホームページでご覧いただけます。）。

<長岡市ホームページ>

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

様式等のダウンロードページへの進み方

・トップページ > 産業・ビジネス > 工業関係 > 「各種補助金」

> 【ものづくり中小企業向け】補助金事業計画を募集します

条例・規則のページへの進み方

・トップページ > 市政 > 市政情報 > 「条例・規則」

<問い合わせ先・申請書の提出先>

長岡市 商工部 工業振興課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト

長岡市役所大手通庁舎

TEL: 0258-39-2222 / FAX: 0258-36-7385

E-mail: shoko@city.nagaoka.lg.jp